

UCCにおける代債務に対する担保権の効力について

直 義 典

(徳島大学総合科学部)

はじめに

民法三〇四条は先取特権の物上代位に関する規定であるが、同条は物上代位の目的物を先取特権の「目的物の売却、賃貸、滅失又は損傷によつて債務者が受けるべき金銭その他の物」ならびに「先取特権の目的物につき設定した物権の対価」とする。⁽¹⁾ところが物上代位の目的物をめぐつては議論がある。第一に、同条が質権・抵当権につきそのまま準用されていることから、売却代金債権・資料債権に対する物上代位の可否が問題となる。第二に、保険金請求権については明文規定がないことから、これを物上代位の目的物となし得るかが争われている。また、物上代位に関する明文規定のない譲渡担保・所有権留保については、個別の判断に委ねられている。⁽²⁾このように、何が物上代位の目的物たり得るのかという問題については、わが国の議論は終結していない。

さて、物上代位の目的物をめぐるこうした問題は諸外国ではどのように考えられているのか。ドイツ・フランスについてはすでにいくつかの論考によつて、物上代位は担保のみならず広範囲にわたつて利用されている法理であること、ならびに個々のケースにおける代位目的物の範囲が明らかにされてきている。⁽³⁾これに対して英米法については、これまでまとまつた検討がなされていない。そこで本稿はこれまで分析の不十分だった⁽⁴⁾アメリカ法、

とりわけUCC（統一商事法典）を取り上げ、学説の欠を補うことを目的とする。またUCCは動産担保権を主に念頭においており、わが国における動産担保権の効力論にも資するところがあると考えられる。⁽⁵⁾

アメリカ合衆国においてわが国の物上代位に相当する規定としては、担保権の効力は担保目的物の特定可能な代償物⁽⁶⁾（プロシード、proceeds）の上に継続するものと定めるUCC九—三一五条を挙げることができる。そこで以下、第一節ではまず同条の内容を確認した上で、代償物の定義規定であるUCC九—一〇二一条を見ることとする。その上で第二節では、代償物はいかなる場合に特定可能とされるのかについて、第三節では裁判例においては何が代償物にあたるものと解されてきたのかについてそれぞれ分析を加えていくこととする。

第一節 規定の内容

— UCC九—三一五条は、担保権の効力について次のように定めている。⁽⁷⁾

「担保物の処分時の、および代償物に対する、担保権者の権利

(a) 「担保物の処分・担保権または農業上の先取特権の継続・代償物」本条および第二—四〇三条(2)項に別段のことが規定される場合を除き、

(1) 担保物の売買、リース、使用許諾、交換その他の処分にかかわらず、その担保物に対する担保権または農業上の先取特権は、担保権者が当該の担保権または農業上の先取特権と切離して処分を許した場合でなければ、その担保目的物に対して継続する・そして

(2) 担保権は、担保目的物の特定可能な代償物に付着する。

(b) 「混合された代償物の特定可能性」他の財物と混合された代償物は次の限度で特定可能な代償物である。

(1) 代償物が物品である場合には、第九—三三六条によつて規定される限度・そして
 (2) 代償物が物品でない場合には、関係する種類(type)の混合財産に関する、本編以外の法律により許された、エク

イティの原則を含む追及方法によつて、担保権者が代償物を特定した限度。

(c) 「代償物に対する担保権の完全化」代償物に対する担保権は、もし元の担保目的物に対する担保権が完全化されているときは、完全化された担保権である。

(d) 「完全化の継続」代償物に対する完全化された担保権は、その担保権が代償物に付着した後二一日目に完全化の効力を失う。但し、次の場合は除く。

(1) 以下の諸条件が満たされている場合。

(A) 登録された融資証明書が元の担保物を対象としている。

(B) その代償物が、当該融資証明書を登録された事務所で登録することによつて完全化され得る担保物である。そして、

(C) その代償物が、現金売上金と一緒に獲得された。

(2) その代償物が特定可能な現金売上金である場合。または

(3) 代償物に対する担保権が、その後二〇日以内に担保権が代償物に付着したとき、(c)項による以外の方法で完全化された場合。

(e) 「代償物に対する完全化された担保権が完全化されないものとなる時」〔略〕

このように本条(a)(2)では、特定可能な代償物そのものに対して担保権の効力が移転していくこと、すなわち、代償物上に担保権が存続することが規定されている。⁽⁹⁾わが国の物上代位と大枠では同様の制度と言つことができ
る。そしてこの際に財産が代償物として性質決定されるためには、債務者によつて「受領」される必要はないものとされる。換言すれば、引渡請求権の段階に止まつっていても代償物と呼ぶことを妨げないということである。⁽¹⁰⁾財産が元の担保目的物から追及可能であることのみが要求されるのである。⁽¹¹⁾⁽¹²⁾その上でいかなる場合に代償物が特定可能とされるのかについては(b)に従つて判断されていくこととなる。

また、本条(a)(1)によれば、担保目的物の無許可処分があつても担保権者の権利には影響は生じない。すなわち、第二者的手に渡つた元來の担保目的物について担保権を実行することができる。⁽¹³⁾こうした第三者の下への純粹な

物的追跡をフォローリング（追跡、following）と呼ぶ⁽¹⁴⁾。フォローリングが認められる結果、担保権者は代償物と元の担保目的物の双方に対し訴権を行使することとなり、これらの訴権相互の関係が問題となる。公式のコメントによれば、この場合、救済はいずれか一方のみによるものとされる。

しかしながら、実際には、訴権の競合が問題となることはほとんどない。なぜなら、多くの場合は担保目的物の購入者その他の取引関係者は担保権設定者が通常の営業を行う過程で担保目的物を取得しており、こうした場合には担保権者による追及から免れることとなると解されているからである⁽¹⁵⁾。⁽¹⁶⁾この場合には、代位物に対する訴権の行使が担保権者の唯一の救済方法となるのである⁽¹⁷⁾。それでは、そもそもなぜ通常の営業を行う過程での処分ならば担保権者は担保目的物への追及ができなくなるのか。それは、担保設定者による担保目的物の売却を担保権者が想定している、それどころか売却を望んでいるケースがあるため、すなわち、担保目的物の売却によつて債務弁済のための原資が得られることとなるため、と説明される⁽¹⁸⁾。通常の営業を行う過程での処分については、担保権者による許可が推認されるわけである。したがつて、担保目的物の売却について担保権者の包括的同意が推認されるべき場合か否かが、通常の営業を行う過程での処分か否かを決定する重要なメルクマールとされる。もし、包括的同意が推認されるのであれば、担保権者が売買契約を取り消すことはできず、もっぱら代償物に対して権利を主張していくこととなる。また、担保権者による明示の処分許可があれば追及権が失われることは、明文で規定されているところである⁽¹⁹⁾⁽²⁰⁾。この点に関連して、公式のコメントでは、本条の規定または明示の合意によって担保権者が代償物に対して権利を有しているからといって、それ自体では処分権限を与えたことにはならないものとされている⁽²¹⁾。

また担保権の対抗要件に関しては、本条(c)が元の担保目的物に対する担保権の完全化をもつて代償物に対する担保権の完全化としており、本条(d)が一定の完全化継続措置を要求する。しかし、多くの代償物の場合には完全化継続措置は不要と考えられる。

二 代償物の内容については九一一〇二一条(a)⁽⁶⁴⁾で次のように規定されている。

「代償物 (proceeds)」は、第九一六〇九条(b)で使われる場合 「進める (proceed)」 という動詞として使われる場合」を除き、次の財産を意味する。

- (A) 担保物の売買、リース、使用許諾、交換、またはその他の担保物の処分によって獲得されるもの..
- (B) 担保物について取り立てられたもの、または担保物のために配当されたもの..
- (C) 担保物から生じる権利..
- (D) 担保物の価額の限度で、損失、不遵守、または担保物の使用妨害、欠陥もしくは権利侵害、または危害から生じる請求権..または
- (E) 担保物の価額の限度で、かつ、債務者もしくは担保権者に支払われる限度で、損失、不遵守、または担保物の使用妨害、欠陥もしくは権利侵害、または危害の理由によつて支払われる保険給付金。」

以下に述べるように、この代償物の定義は旧九一三〇六条(1)におけるよりも拡大され、それによつて第三節に見るような代償物概念を巡る争いの多くに決着が付けられることで曖昧さが取り除かれている。⁽²²⁾

旧九一三〇六条(1)では、代償物に該当するのは担保目的物またはその代償物の売却・交換・取り立て・その他の処分によつて取得された物・損害保険金⁽²³⁾であり、後述するようにリース料債権については多くの裁判例によつて代償金に該当しないものと解されていた。これが法改正によつて旧法の下での代償物に加えて、担保目的物のリースあるいは使用許諾に基づいて得られたもの、担保目的物のための配当、担保目的物から生じた権利、損害賠償請求権があらたに代償物に加えられたのである。⁽²⁵⁾

代償物がさらなる代償物に転化した場合にも担保目的物であり続けることについては、九一一〇二一条(a)⁽¹²⁾に定められている。⁽²⁶⁾

三 以上のUCCの規定をわが国の物上代位と比較しておく。⁽²⁷⁾

第一に、引渡請求権のみならず代償物そのものについても担保権が存続するものとされている。第二に、これ

と関連して、わが国では差押が要求されているのに対し、UCCでは特定可能性が要求されている。したがつて、代償物としての特定方法は差押に限定されず、議論が生じることとなる。

第一節 特定可能性

一 UCC九—三—五条は代償物に対する追及可能性・特定可能性があることを担保権維持の要件としていた。

しかし、代償物が他の財産と混和した場合には、特定が困難になる。こうしたケースでは、どのようにして特定を行うのか。同条(b)(2)においては、金銭のように代償物が物品にあたらない場合には「エクイティの原則を含む追及方法」によつて特定すべきものと表現されている。⁽²⁸⁾しかしながら、この「特定」という文言が何を意味しているのかはそれ以上には明確ではない。⁽²⁹⁾他の財産と混和された代償物については、担保権者がエクイティによるもの含めて追及（トレーシング、tracing）の法理に基づいて代償物を特定した限りで、特定可能とされると⁽³⁰⁾言うにすぎない。⁽³¹⁾

二 それでは、追及・特定可能性に関するエクイティのルールとはいがなるものなのか。この問題について考察を加える必要があるが、代償物が金銭である場合が特に重要である」とから、以下では金銭について考えていくとする。

金銭に関しては古くから「金銭に目印なし」('money has no earmark') と言われており、コモン・ローにおいては他人が有する金銭に金銭が混和されるとその時点で追及は不可能となるものと解されてきた。⁽³²⁾もつとも、イングランドの古い判例にはこうした不都合を考慮して、銀行券（紙幣）については番号が付されていることから非代替物に当たりしたがつて区別は可能であることを理由として、混和を否定して元の所有者による取戻を認容するものも見られた。⁽³³⁾しかしながら、こうした判例はコモン・ロー上は極めて例外的なものに止まる。

UCCの起草者であるギルモアもまた伝統的なコモン・ローの立場に依拠する。そして、売買代金が銀行口座に入金されるという最も多く考えられるケースにおいては代債務は特定不能となり、担保権者の権利は失われる⁽³⁴⁾ものと⁽³⁵⁾いう。この見解に従う判例としては、Morrison Steel Co. v. Gurtman⁽³⁶⁾がある。

しかし、そもそもこのように「金銭に目印なし」という法諺に則つてトレーシングを否定する」とに対してもコモン・ローならびにエクイティのいずれからも疑問が呈されていたところである。

コモン・ローにおいては、一八五三年の *Pennell v. Deffell*⁽³⁷⁾ によって、混和された金銭には追及できないとの見解は捨て去られ、原告の金銭あるいは他の物が同種の物と不可分なまでに混和されたことを立証したときは、原告は混和された全体物の部分的所有者として扱われるようになつた。⁽³⁸⁾ 同判決でブルース裁判官は、金銭についてもコモン・ローにおける通常の混和のルールが適用されると判示したのである。⁽³⁹⁾ ところが、その後の判例においては、この原則は受益者と受託者との関係においてのみ適用されるものであつて、他の信認関係(fiduciary relationship)については適用されない、との見解が示された。しかし、この見解は再び *In re Hallett's Estate* で否定された。⁽⁴⁰⁾ 近時の学説にもこの見解に賛成するものがある。また、エクイティにおいてトレーシングが認められるための要件は以下の二点である。第一に、財産が追跡可能であること、第二に、当事者間に当初から信認関係が存在していること、第三に、衡平に反する結果とならないことである。⁽⁴¹⁾⁽⁴²⁾ しかし、この要件は金銭の混和の場合であつても変わることはない。

こうして現在では、受託者が信託財産を売却して銀行に入金した場合には受益者はそれを取り戻しえないと見解を疑問視するのが通説となつていて⁽⁴³⁾⁽⁴⁴⁾いる。

この通説に従えば、代債務が預金された」とのみをもつてしては、担保権者による追及は否定されない。近年、債務者の銀行口座において混和が生じても現金たる代債務は特定可能であるとする裁判例が相次いで出されてい⁽⁴⁵⁾る。例えば、Citizens National Bank v. Mid-States Development Co.⁽⁴⁶⁾は、銀行口座において混和が生じても代債務

は特定可能との見解に従う⁽⁴⁷⁾⁽⁴⁸⁾。

銀行口座においては、入金と引き出しが複数回行われることが多いが、問題となるのはその過程で代償物たる金銭の価額よりも一時的に預金残高が少なくなったが、後に補充された場合である。これについては、最低残高に限定されないとする見解⁽⁴⁹⁾と最低残高に限定されるとする見解⁽⁵⁰⁾に分かれる。後に補充した」とどのように評価するかが結論の差異を導くこととなる。

こうしたケースにつき通説によれば中間最低残高ルール (lowest intermediate balance rule) が適用される⁽⁵¹⁾こととなる。⁽⁵²⁾ UCCの解釈においても同様である。このルールは、口座から引き出された結果、残高が原告の当初有していた価額よりも少なくなった時には、後に残高がそれよりも増加したとしても、原告は最低残高までしか優先権を主張することができないといつものである。また、このルールによると、代償物と代償物以外の金銭とが同一の口座に預け入れられた場合、当該銀行口座から最初に引き出された金銭は代償物以外のものと見られ、口座残高が代位物の価額よりも少なくなった場合になつて初めて代償物が引き出されたものとみなされる⁽⁵³⁾⁽⁵⁴⁾。この理由は、受託者は信託違反をしないものと推定されることにある。

例えば Chrysler Credit Co. v. Superior Court⁽⁵⁵⁾ は、担保権者が債務者の銀行口座に入金された担保目的物の売却による代償物について有する権利に関しては、中間最低残高ルールが適用される、と明言する。また、Bombardier Capital v. Key Bank of Maine⁽⁵⁶⁾ は、銀行と債権者のいずれもが銀行口座において混和された代償物たる金銭に対して担保権を有し、銀行が相殺した場合には、UCCの下でも中間最低残高ルールが適用され按分配当がなされる、とする。

ただし、被告が原告の金銭を返還する意図で再び口座に金銭を入金した場合については、原告は中間最低残高ではなく、当初の価格を取り戻すことができる⁽⁵⁷⁾とされる。しかしながら、原告が被告の意図を立証するのはきわめて困難である⁽⁵⁸⁾。ハサード意図を立証するための手段として、引き出しと入金の間に期日があまり経過していない

いことという客観的な基準が用いられる。また、被告自らが、補填は原告の計算においてなされた、すなわち原告の金銭を返還する意図で補填を行つたことを明言した場合には、当初の価額を取り戻すことができる。⁽⁵⁹⁾

以上のような内容の中間最低残高ルールをUCCにおける代償物の特定可能性についてそのまま適用するのが通説なのである。⁽⁶⁰⁾

第三節 代償物への該当可能性

制定当初からUCCにいう代償物は非常に広いものと解されていたが、争いのあるものも多い。そこで本節では、何が代償物にあたるものと解されているのか、争いのある保険金・農業関係補償金を中心に考察することとする。

一 保険金が代償物に含まれるかについては、UCCの制定以前から、担保権設定者の締結した保険契約に基づく保険金に対する担保権者の権利が及ぶかという形で争われていた。⁽⁶¹⁾ここでは、この争いについて見ていくこととする。

当時の判例は、以下の二点を理由として、担保権者は保険金に対して何らの権利をも有しないものと判示していいた。⁽⁶²⁾⁽⁶³⁾第一は、モーゲージをはじめとする担保権は担保目的物たる財産の上に課されたものであるのに対し保険金は保険契約の結果であつて財産から生じたものではないこと⁽⁶⁴⁾であり、第二は、担保権者・担保権設定者ともそれぞれ別個の被保険利益を有していることである。⁽⁶⁵⁾⁽⁶⁶⁾

こうした中で注目されるのがWheeler v. Insurance Company⁽⁶⁷⁾である。この判決は、契約等によつてモーゲージ権者のために保険を付することが義務づけられている場合⁽⁶⁸⁾には、モーゲージ権者には保険金に対するエクイティ上の先取特権が認められる、と判示している。⁽⁶⁹⁾⁽⁷⁰⁾もつとも同時に、契約等による義務づけがない場合にはモーゲー

ジ権者の優先権は認められないと判示しており、基本的にはこの当時の判例の立場に立ちつつも一定の例外を認めたものと言える。本件の事案は、一般債権者が債務者に対して火災保険を付することを要求し、支払われた保険金額からまずその一般債権者に対し支払がなされ、破産した債務者の破産財団に残額が組み込まれたが、モーゲージ権者が保険金に対する自己の優先権を主張して訴訟を提起したというものである。判決はモーゲージ権者の優先権を認めなかつた。⁽⁷¹⁾ ここでは、担保権者と債務者間に保険契約締結に関する合意がないことが結論に影響している。結局、担保目的物滅失の危険をいずれが負担することで合意がなされているのかが重要であり、特に合意がない場合は担保権者が保険契約を締結するとの了解があつたものとの解釈がなされていることとなる。⁽⁷²⁾

Le Doux v. Dettmering⁽⁷³⁾ はモーゲージ権者が保険契約を締結した事案であるが、やはりモーゲージ権者・モーゲージ設定者のいずれもが別個の保険利益を有することを理由として、設定者による保険金上への権利行使を否定している。ただし、保険が設定者の要求または許可によつて締結された場合あるいは設定者が保険料を支払っている場合には、設定者は保険金を被担保債権の減免のために用いることをモーゲージ権者に要求できるものとされている。この判決もやはり保険金の最終的な帰属を担保権者と債務者の合意にからしめているものと言える。

また、*Ennis v. Haralson*⁽⁷⁴⁾ も注目すべき判決である。本判決はモーゲージ設定者が破産しているなどの衡平法上の理由が示された場合に限つて、取戻権を失わせていないモーゲージ権者はモーゲージ設定者の締結した保険金を受領することができると判示し、設定者が破産していた本件事案においてモーゲージ権者の保険金上の権利を認めたのである。

このようにUCC制定前の判例は、基本的には保険金は代償物にあたらぬものとしつつも、当事者間の合意あるいは衡平法上の理由から例外的に代償物にあたるケースがあることを認める判例も存在していた。一九五一年のUCC制定時にはこの問題に関して規定が置かなかつたため、議論が継続することとなつた。

まずは、保険金は代償物にあたらないとする裁判例から見るととする。

Quigley v. Caron⁽⁷⁵⁾では、UCC⁽⁷⁶⁾第9-306条にいう「代償物」とは担保目的物が売却・交換・取り立て、その他の事由によって処分された場合に取得されたもののことを意味するが、保険金はそのいずれにも当たらないから保険金を代位物とすることはできないと判示した。まだ、Universal C.I.T. Credit Corp. v. Prudential Investment Corp.⁽⁷⁷⁾においても、裁判所は、保険金はあくまでも保険会社と被保険者との間の契約によって生じたものであって被保険財産から生じたものではなくこと、ならびに、UCC⁽⁷⁸⁾第9-306条の「その他の処分」によって取得されたものではなく、担保目的物が事故によって滅失した結果として担保設定者の意に沿わない形で取得されたものに過ぎないことを指摘して、保険金が代位物に当たらないとした。すなわち、「その他の処分」とは担保設定者の意思をもつてなされたものに限定されるとこうのである。⁽⁷⁹⁾ Welch v. Montgomery⁽⁸⁰⁾は、保険金請求権は担保契約外の保険契約から生じたものであることを理由に、保険金は代償物にあらざるものとする。このように、保険金の代償物該当性を否定する判例は、保険契約が担保権の設定とは独立した契約であること、ならびに、UCCの文言解釈を理由としている。

これに対しても、UCCに規定が置かれなかつたにも拘らず多くの裁判例が一定の要件下で保険金は代償物にあたるものと解していた。

その一例として、PPG Industries Inc. v. Hartford Fire Insurance Co.⁽⁸¹⁾を挙げるがができる。この判決は特に理由を述べていないが、おそらくは保険金受取人条項 (loss payable clause) の存在がこうした結論を導いたものと見られている。また、Firemen's Fund American Insurance Co. v. Ken-Lori Knits Inc.⁽⁸²⁾は、債務者に対して、担保目的物を担保権者のために保険に付する义务を義務づける条項が存在した事案において、保険金は代償物にあたるとする。ただし、理由づけを詳細に述べるAetna Insurance Co. v. Texas Thermal Industries, Inc.⁽⁸³⁾は保険金受取人条項がある場合について、①保険金を代償物とした判例の存在、②UCCの改正の際に「[保険金に関する] 新た

に制定された文言は「これに反する判決を覆すことを意図している。」との説明がなされており、これは当初の旧九一一〇六条の意図は代償物に保険金を含むものであったことを示すものである」と、③近時の判例の動向を理由としてあげる。UCC旧九一一〇四条^(g)⁽⁹⁰⁾が保険金を代償物と見なすこととの障害となることが指摘されることもある⁽⁹¹⁾が、PPG Industries Inc. v. Hartford Fire Insurance Co.は、同項は当事者が保険金に対して直接に担保権を成立させようとする場合にのみ適用されるものと判断して、こうした疑惑を払拭している⁽⁹²⁾。

このようにUCC制定後の判例の結論も分かれていたが、大勢は、UCC制定前的一部の判決と同様に、保険金受取人条項の存在から推認される当事者意思あるいは当事者の合意の存在を理由として保険金は代償物にあたるものとする。

こうした中、一九七二年に、UCC旧九一一〇六条は一部改正を受けた。この改正における最大の変化は「代償物」の定義には「担保目的物の滅失・毀損によって支払われる保険金」が含まれることが明確にされたことなのである。旧規定の下でも文言解釈によって保険金を代償物に含める見解がかなり有力であつたが、保険事故が発生した場合にはモーゲージ設定者による担保物件の意図的な移転がないことから代償物にあたらないという見解も主張されており、論争を終結させる意味を持つこととなつた。

この改正によつて、保険金が代償物にあたることが明確になり、もっぱらその先に生じる問題⁽⁹⁷⁾の解決が課題となるのである。

二 P I K (Payment-in-Kind)⁽⁹⁸⁾をはじめとする農業関係の補償金あるいは現物の支払が代償物にあたるかについても、裁判例は分かれている。

P I Kが代償物にあたらないとする判例の中で注目されるのは、Matter of Schmalin⁽⁹⁹⁾である。この判決は、その理由として次の点を挙げる。それは、本件事案においては、処分された穀物（トウモロコシ）が当初から存しない⁽¹⁰⁰⁾、すなわち被代位物が存在しないというものである。そもそもP I Kに参加する条件は穀物を生産しないこ

UCCにおける代償物に対する担保権の効力について

とである。また同時に、こうした結論を正当化するために、担保権者である銀行としては、担保権設定時に書面に慎重にPIKにも担保権が及ぶ旨の文言を挿入することによって、担保物を失うという結果を避けることが可能である⁽¹⁰⁾ことも指摘している。また、In re Sunberg⁽¹¹⁾は、担保権者と債務者との間の合意を解釈することによつて、PIKは代償物にあたらないとの結論に達している。

結局否定説の論拠は、被代位物が現実には存在しないこと、ならびに、当事者間でPIKにも担保権が及ぶ旨を合意していないものと解されることの一⁽¹²⁾点にある。

他方、PIKは代償物にあたるとする裁判例には多数のものがある⁽¹³⁾。しかし、いずれもその理由は明確ではない。ただそうした中で、In re Judkins⁽¹⁴⁾は次の二つの理由を挙げて、仮に穀物が一度も植え付けられることがなくともPIKは代償物にあたるとする。すなわち、第一に、PIKが代償物に該当しないとすると担保権者の利益が無視されてしまうこと、第二に、UCC九—三一五条(a)(1)にいう「その他の処分」という文言には現実の処分のみならず擬制的な処分も含まれることである。

折衷的な見解として、実際に作物が植え付けられたかによつて助成金が代償物にあたるか否かが変わるとする裁判例もある。しかし、この見解に対しても、前述した肯定説の立場から「その他の処分」という文言には擬制的な処分も含まれるとの批判がなされている。

以上のように、ここでは廃耕しているために被代位物が現実には存在していないことが問題点となつていて、被代位物は擬制的な存在であつてもよいと考えればPIKを代償物と見ることもできるが、そうでない場合にはそれは否定されることとなるのである。この際には、「その他の処分」という文言の解釈が根拠とされることとなる。また、これと同時に当事者の意思解釈も結論に影響を及ぼしている。

三 不法行為者に対する請求権についても見解は分かれていた。

Bank of New York v. Margiotta⁽¹⁵⁾は、自動車買主に対して債権を有する売主の承継人が、担保目的物たる自動

車を破壊した交通事故の相手方に対して起こした訴訟である。裁判所は、「特定可能な代償物」という文言の拡大解釈が認められない以上、自動車の衝突事故によつて生じた請求権は代償物には当たらないとする。

他方、不法行為者に対する請求権は代償物にあたるとする裁判例も存在している。*In re Falkenberg*⁽¹³⁾は、「担保目的物の処分」とは必ずしも意思に基づく处分に限定されないから、担保目的物たるオートバイの破壊によつて生じた保険金請求権は代償物と言えるとする。*In re Stone*⁽¹⁴⁾は、旧九一三〇六条は担保目的物の意思による処分と意思によらない処分とを区別しておらず、旧九一三〇六条の「代償物」は広く解されるべきであることを理由に、そして、*McGonigle v. Combs*⁽¹⁵⁾は、売却も所有権の移転もないが、広い意味では「処分」があるとの理由で、それぞれに不法行為者に対する請求権は代償物に当たるものとする。

これらの判決は結論こそ異なるもののいずれも「処分」という文言の解釈に依拠していた。しかし、この問題もUCC改正によつて解決された。

四 その他の物件についても、近年の裁判例は比較的広く代償物に該当するものと解している。⁽¹⁶⁾この「代償物」という言葉に貫した機能的な意味を持たせるためには、担保目的物の経済的価値・生産力を使い尽くすような事象が生じた際に取得された物すべてを含むように定義しなければならない。⁽¹⁷⁾との見解にも現れている。

近時、UCC九一三一五条の代償物として認められたものとしては、担保目的物の未払注文代金⁽¹⁸⁾、手形⁽¹⁹⁾、売却された土地の代金などが挙げられる。これに対して代償物に当たらないとそれでいるのは、担保目的物が親牛である場合の子牛、牛乳、羊毛である。⁽²⁰⁾

リース料については、担保目的物の代償物にあたらないとする裁判例が多数存在していた。⁽²¹⁾その理由としては、リースがなされただけでは「永久的な権限の移転」⁽²²⁾がないことが挙げられる。しかし、UCCの一九九八年改正でリース料は代償物にあたることが明文化されることによってこの問題は解決された。

また、動物が飼料の代償物にあたるかという問題についてもいくつかの裁判例がある。*In re Pelton*⁽²³⁾は牛に飼

UCCにおける代償物に対する担保権の効力について

料を与えてもこれはリース・売却のいずれにも当たらないことから、第三者の有する牛が飼料を無権限で消費しても「その他の処分」には当たらず牛あるいはその代償物に対し担保権は存続しないとする。そのほか、Farmers CO-OP. Elevator v. Union State Bank など⁽²⁸⁾ In re McDougall⁽²⁹⁾ もそれぞれ豚・牛が飼料の代償物であることを見否していいる。

結語

UCC九一五条の代償物の解釈に当たっては、同一性を識別できるかどうかという点が、担保権者が権利を主張するための重要なメルクマールとされている。もつとも代償物への追及原因は広く規定されているため、代償物が他の財産と混和されていない場合には、同条に言う「特定可能」とは、単に担保目的物に代わる物として代償物が「出現した(appear)」ということを意味するに過ぎない。⁽²⁸⁾⁽²⁹⁾これに対して、口座に預金された金銭のように代償物が他の財産と混和されている場合には信託法のルール、すなわち中間最低残高ルールが適用される。このようにUCCでは代償物の特定性の有無を決定する必要があるのは、わが国では物上代位の要件として差押が要求されているのに対し、UCCがそれを要求していないという差異に基づいている。

代償物の範囲については、保険金・リース料に見られるようにUCCに規定をおくことによつて問題が解決されている。こうした立法がない場合には、「その他の処分」という文言をどのように解するかが問題の中心となつてゐる。

ある物件が担保目的物の代償物に当たるかを個別に決定するに際しての判断要素としては、以下のものがある。否定的に働く要素としては、担保権者と債務者との契約によつて担保権の効力を及ぼすこと例えは保険金受取人条項を入れることが可能であること、被代位物の処分の存在が疑わしいことである。⁽³⁰⁾逆に肯定的に働く要素

としては、当事者意思の推認、ならびに、担保権者の利益となることが挙げられる。

わが国では三〇四条で物上代位目的物は限定的に列举されており、アメリカ法のように「その他の処分」という文言の解釈によつて代位物の範囲を拡大することは困難であるように見受けられる。しかし、譲渡担保の物上代位に見られるように三〇四条の類推適用自体は否定されていないこと、ならびに、代償物の範囲は元となる権利類型ごとに判断する傾向があることを考え合わせると、アメリカ法が担保権の効力を保持するために代償物の範囲を広く解するという価値判断はわが国でも通用するものと考えられる。そこで、代償物該当性を決定するに際して用いられている判断要素はわが国においても参考とするに値するだろう。また、三〇四条を類推適用するに際して差押が常に要求されるべきなのかは再検討すべき問題である。⁽¹³⁾ 差押が不要と解されるケースについては、アメリカ法における代償物特定の方法がわが国においても参照されるべきである。

(1) もつとも通説は、「金銭その他の物」あるいは「物権の対価」そのものではなく、引渡請求権が物上代位の目的物となるものと解している。

(2) 譲渡担保の転売代金債権への物上代位性を認めた判例として、最判平成一一年五月一七日民集五三巻五号八六三頁。

(3) ドイツについては先駆的業績として、新田宗吉「物上代位に関する一考察」明治学院大学論叢法学研究二五号一頁、二六号一四五頁（以上、昭和五五年）、二八号八三頁（昭和五七年）、三〇号三一頁、三一号一五七頁（以上、昭和五九年）が、フランスについては下村信江「フランスにおける物上代位の本質論に関する一考察」阪大法学四六巻三号二八五頁、四六巻四号五三五頁（以上、平成八年）、直井義典「抵当権の物上代位と物的代位」本郷法政紀要八号（平成一一年）三八三頁などがある。

(4) わずかな例外として、森田修『アメリカ倒産担保法』（平成一七年・商事法務）五三頁以下・一一六頁以下を挙げることができると、物上代位目的物については詳細には検討していない。

(5) 目的物の相違について概観的には、森田・前掲・一一七一一八頁。

(6) 大和田実「米国における動産担保法の形成」法協九五巻四号（昭和五三年）七五一頁に従じ、proceeds を代償物と訳した。

(7) 一九九八年改正UCCの翻訳にあたっては田島裕『UCC100——アメリカ商事法典の全訳——』（平成一四年・商事法務）四四一一四四一頁を参照した。

(8) 「(a) [混合物品] 本条において、「混合物品」は、その特性が製造物または集合物の中に消失されるようなやり方で、他の物品と物理的に結合される物品を意味する。

(b) [略]

(c) [製造物または集合物との担保権の付着] もし担保物が混合物品である場合、担保権は製造物または集合物に付着する。

(d) · (e) · (f) [略]

(9) R. Barnes, Tracing commingled proceeds, 51 University of Pittsburgh Law Review 288-289 (1990) も「[三九一一〇六条] 一項・三項を同時に見ても、担保権者の投資の確実性を高めるシステムとして機能する」とが意図されてい
る。それが明るやじな。² ふ體にてお、この段落は一〇六条を担保の効力を保持するための規定と見られる。

(10) 遷及の法理³にてば、第一節で説明する。

(11) UCC art. 9-102 Official comment 13; R. Anderson, Uniform Commercial Code, §9-306:28.

(12) 代償物として證あらねるの効果にてば、J. McDonnell, Proceeds: Present Law and Proposed Revision, (1997) 1 C. Bender's Uniform Commercial Service, §24.02[6][c]が「債権者は、財産が他の担保設定条項における〔担保目的物として〕カバーされないことを立証する必要がなくなる。」とある。

(13) ハのりば、すだり Whirlpool Financial v. Mercantile Business Credit, 892 F.Supp. 1256 (E.D.Mo.1995) も確認されられた。また、前記W. Davenport = R. Henson, Uniform commercial code / Practice handbook 6, secured transactions-II, 1966, p.19 たゞお J. Raphael, The Uniform Commercial Code Simplifies, 1967, p.343 にて記載された。UCC編⁴初からハレハレした見解が主張された。

(14) L. Smith, The law of tracing, 1997, pp.6 and 67.

(15) UCC art. 9-315 Official comment 2. ハの野田は「類似のソリューション」であるものである。

UCCにおける代償物に対する担保権の効力について

- (16) Davenport = Henson, op.cit., p.19. および Whirlpool Financial v. Mercantile Business Credit, 892 F.Supp. 1256(E.D. Mo.1995) より「買主が通常の業務による処分によって取得したのになれば、担保権者は、代償物又は担保目的物を取ら戻す」しかどう。」と判示している。
- (17) UCC art. 9-315 Official comment 2.
- (18) Barnes, op.cit., p.286.
- (19) ハドソン Anderson, op.cit., §9-306 : 8 がハの並を悉くトレーダ。
- (20) 担保目的物の処分について債権者の許可があつたとされた事例ハドソン Matter of Joy, 169 B.R. 931(Bkrtcy.D. Neb.1994) がある。ハの判決においては、担保目的物たる豚の処分について債権者たる銀行による許可があつたがゆえられた。その理由は次の点に求められてゐる。それは、貸金の合意において、貸金の返済が豚の販売によつて得られる代償物からなれるとが想定されていただいと、銀行は債務者の主たる収入源が豚の販売によるものであるハとにつけた悪意であつたハと、信用供与の前後を通じて銀行は債務者の営業について十分に調査していなかつたハと、銀行は債務者に対して豚の販売を禁止していなかつたハと、銀行の担当者は豚の販売に関する制限について何らの相談もしていなかつたとの五点である。ただし、豚の第三取得者が債務者の管理の下に豚を置いたままだつたため、購入を銀行に対しても対抗するハジがでれず、結論としては銀行勝訴に終わつている。
- (21) UCC art. 9-315 Official comment 2.
- (22) UCC art. 9-102 Official comment 13.
- (23) ただしこ後述のハドソン、原初規定では損害保険金を代償物に含むとする規定は存していなかつた。
- (24) 旧九一〇六条の翻訳にあたつては、アメリカ統一商事法典研究会「アメリカ統一商事法典の翻訳⁽⁴⁾」法協八三巻一号（昭和四一年）二二六頁〔喜多川篤典〕を参照した。ただし、原初規定の翻訳である。
- (25) ハドウェインE・スース「合衆国統一商事法典：担保付取引に関する法の抜本的改正」国際商事法務二七巻五号（平成一一年）四九〇頁を参照。
- (26) UCC art. 9-102 Official comment 13 c.
- 九一〇六条「⁽²⁾〔担保目的物〕は、担保権または農業上のリーンに服する財産を意味する。ハの用語には次のものが含まれる。

(A) 担保権が付着する代償物
(B) ・(C) [略]

(27) すでに森田・前掲・一一七頁以下で適切におおむねいれてはゐる所である。

(28) 旧九一三〇六条を解釈した初期の判例である Universal C.I.T. Credit Corp. v. Farmers Bank, 358 F.Supp. 317 (S.E.D. Mo. 1973) は、代償物への追及の可否・特定可能性の有無について、パーセーフ信託法のルールを適用する所であつて判断した（同判決の事案については、森田・前掲・五八頁注39に詳しき）。Barnes, op.cit., p. 297 も、この旧九一三〇六条の起源は商事法ではなく信託法原則にあるものとする。あるは Barnes, op.cit., p. 291 で回条の起源は信託法りステイメントメハント1〇二一条にある、と指摘してゐる。森田・前掲・五三一一五四頁参照。See also, UCC art. 9-315 Official comment 3.

信託法リストメハント1〇二一条「信託財産の代位物に対する追及 (following)

(1) 受託者が信託財産の違法な処分によって他の財産を取得した場合、受益者は、その財産に対して擬制信託の成立を主張するか、または信託違反に対する損害賠償請求権を担保するための衡平法上の先取特權の成立を主張するかの選択権を持つ。但し、信託財産の代位物が受託者によって保有され、追及できる場合に限る。

前項の場合を除いては、信託違反による受託者に対する受益者の請求権は、他の一般債権者に優先する」とはなる。」

(29) W. Henning, Article Nine's Treatment of Commingled Cash Proceeds in Non-Insolvency Cases, 35 Arkansas Law Review 191, 193.

(30) バーベジュアル、スムーハングとは、ある目的のために物が他の物に地位に立つて定義される(Smith, op.cit., pp. 3 and 67.)。前述したフォローメハングとの区別に注意が必要である。See also, Foskett v. McKeown, [2001] 1 A.C. 102 at 127; P. Pettit, Equity and the law of trusts, 9th ed., 2001, p.525.

(31) 「ローリングおこでは、代償物がどのふたに特定されるかについてはガイドはないが、一一一〇二一条におけるところの「法と衡平の原則」によつて補充されるべきものである。」(D. Epstein = J. Martin = W. Henning = S. Nickles, Basic Uniform Commercial Code, 3rd ed., 1988, p.52.) との指摘がある。

(32) Hesketh Whitecomb v. Jacob, 1 Salkeld 160, 91 Eng.Rep. 149 (1710) せんクライトヤードの事例では

おへや、「金錢が〔物の耳印をもつ〕代價額に支払われたる場合は、物の競争を依頼した者は〔金錢の〕取戻しがで
あるが、金錢が支払われてしめへる金錢に耳印がなき（money has no ear-mark）ハルカムクイテヤシメハレ〔ルイ
金錢を〕想ひ（follow）トアルムタリナム。」ル罪にシテシテラ。口一ツ語ヘトリの法理を確立したのが Tay-
lor v. Plumer, 105 Eng.Rep. 721 (1815) ドラゴンズ（Smith, op.cit., p.162; R. Goode, *The right to trace and*
its impact in commercial transactions, (1976) 92 LQR 368.)°

- (33) Ford v. Hopkins, 1 Salkeld 283, 91 Eng. Rep. 250(1701).
- (34) G. Gilmore, *Security interests in personal property*, vol.2, 1965, §27.4.
- (35) ドーハーマン、*個人財産上の権利*（Barnes, op.cit., p.299.）°
- (36) 274 A.2d 306(N.J.1971).
- (37) 43 Eng.Rep. 551(1853).
- (38) Townsend, op.cit., p.218; Oakley op.cit., p.68.
- (39) Ex parte Dele & Co., (1879) 11 Ch. Div. 772.
- (40) (1879) 13 Ch. D.696,720. See also, A. Oakley, *The prerequisites of an equitable tracing claim*, Current Legal Problems, 1975, p.71. ドーハーマンの見解によれば、P. Birks, *An introduction to the law of restitution*, 1989, p.359 は見合ひ得る。
- (41) Smith, op.cit., p.71.
- (42) Snell's equity, 29th ed., 1990, pp.299 and 302.
- (43) G. Keeton, *The law of trusts*, 9th ed., 1968, p.389. ドーハーマンの見解によれば、J. McDonnell, *Proceeds : Present Law and Proposed Revision*, (1997) 1 C Bender's Uniform Commercial Service, §24. 05[4][b] が参考になる。
- 森田・福野・田中眞司著「*民法総論*」
- (44) ドーハーマンの見解によれば、「金錢に耳印がある」ことが想定されるべきである。First Nat. Bank of Central City v. Hummel, 23 P. 986 (Colo.1890); Woodhouse v. Crandall, 64 N.E. 292(Ill. 1902); Lowe v. Jones, 78 N.E. 402(Mass. 1906); Truelsch v. Northwestern Mutual Life Ins. Co., 202 N.W. 352(Wis.1925); Lusk Development & Improvement Co. v. Glinther, 232 P. 518 (Wyo.1925); Farmers' Bank of White Plains v. Bailey, 297 S.W. 938(C.A. of Ken.1927); Hano-

ver Nat. Bank of New York v. Thomas, 117 So. 42(Ala. 1928). 半盤の争点では、C.O. Funk & Sons, Inc. v. Sullivan Equipment Inc, 431 N.E.2d 370(Ill. 1982); Coachmen Industries Inc. v. Security Trust & Savings Bank, 329 N.W. 2d 648(Iowa 1983).

（46）^{レバーリー・アソシエイツ・ディスカウント・コーポレーション v. フィデリティ・ユニオン・トラスト・カンパニー}、Discount Corporation v. Fidelity Union Trust Co., 268 A.2d 330(S.C. of New Jersey, 1970)（銀行による保証契約書）；Brown & Williamson Tobacco Co. v. First National Bank of Blue Island, 504 F.2d 998(U.S.C.A. 7th Cir., 1974) at 1002; Commercial Discount Corp. v. Milwaukee Western Bank, 214 N.W.2d 33(S.C. of Wisconsin, 1974)（銀行による保証契約書）；Michigan National Bank v. Flowers Mobile Homes Sales Inc., 217 S.E. 2d 108(North Carolina, 1975); Citizens National Bank of Whitley County v. Mid-States Development Company, 380 N.E. 2d 1243 (C.A. of Indiana, 1978)（銀行による保証契約書）；Anderson, Clayton & Co. v. First American Bank of Erick, 614 P.2d 1091(S.C. of Oklahoma, 1980)など、ハーフドードの見解によく。

（47）^{ブレン南アーリー v. ティルヒースト}、Brennan v. Tillinghast, 201 F. 609(6th Cir., 1913)などの見解によく。Webb v. Newhall, 117 A. 793(S.C. Pa. 1922)では、スムーケーは「被り券」に使はれていた紙幣・硬貨の回収性ではなく、財産(fund)の回収性が問題であるべきである。

（48）^{ヘニング著}、Henning, op.cit., p.194.

（49）^{380 N.E. 2d 1243(Ind.App. 1978)}の判決では、銀行による相殺に対する担保権者は優先権を主張する場合がある。なお、取扱不能手続に対して適用された田丸一[1]〇六条(4)は担保権者の権利は相殺権に劣後する場合があるが、これは一般の廻及原則に対する特則と解釈された(Pre-revision (2000) Article 9, art. 9-306 Official comment 2(a))。

（50）^{商業ディスカウント・カンパニー v. ミルウォーキー・ウェスタン・バンク}、Commercial Discount Co. v. Milwaukee Western Bank, 214 N.W. 2d 33(Wis. 1974)など、の見解を明確にわかる。

（51）^{モリソン・スチール・カンパニー v. ガルトマン}、Morrison Steel Co. v. Gurtman, 274 A.2d 306(N.J. 1971) at 310など、これらのケースは田丸一[1]〇六条(4)に該当する。

（52）^{信託の再陳述 §202 comment 1} ; Birks, op.cit., 1985, p.365.

（53）^{ヘラットの遺産}、Re Hallett's estate (1880), 13 Ch. D. 696; Pettit, op.cit., p.533; Rhodes, op.cit., 443.

(51) Anderson, op.cit., § 9-306: 29. 中間最低残高ルールの下では松岡久和「アメリカ法における追及の法理と特定性」『現代における物権法と債権法の交錯』(平成10年・有斐閣)115頁以下を参照。

(52) Sony Co. v. Bank One, W. Va. Huntington NA, 85 F.3d 131(4th Cir. 1996)は「CCC九章におけるシーナーング並びにアロハーズの特定を行つ場合には、中間最低残高ルールが適用される。中間最低残高ルールによれば、費消されたのではなく他の財産に移転されたあらばは投資がなされた物については、担保目的物の代償物として特定可能とするべき。」とある。

一般的に銀行口座との間に中間最低残高ルールを適用すべきであるとして、Goff & Jones, op.cit., pp.107-108. Chase & Baker Co. v. Olmsted, 160 P.952(Wash.1916); Cameron v. Carnegie Trust Co., 140 A.768(Pa.1928); Conqueror Trust Co. v. Fidelity & Deposit Co., 63 F.2d 833(8th Cir.1933)(マハタムの判例だが、James Roscoe(Bolton) Ltd. v. Winder, [1915] 1 Ch. 62の同様)によると、たとえば中間最低残高ルールは銀行口座に限らず、会社の持分権などとの間に認められる(Snell's equity, p.301. In re Erie Trust Co. of Erie, 191 A.613(S.C.Pa. 1937) (信託財産の銀行口座への追及).)その他、Michigan National Bank. v. Flowers Mobile Homes Sales Inc., 217 S.E. 2d 108(C.A. of North Carolina, 1975); C.O. Funk & Sons Inc. v. Sullivan Equipment Inc., 431 N.E.2d 370(S.C. of Illinois, 1982) も中間最低残高ルールを適用するべき。

(53) Anderson, op.cit., §9-306: 30

(54) Cable v. Iowa State Sav. Bank, 194 N.W.957(Iowa 1923)は、同一の預金と信託預金を口座に混和せた場合には、同一の預金を先に支払うべきである旨を規定する。

(55) 22 Cal. Rptr. 2d 37(Cal. App. 1 Dist. 1993).

(56) 639 A.2d 1065(Me.1994)は、判決は、銀行が不正に相殺したのに按分がなされたのはおかしいとの批判に対しても被出たる銀行は担保権を有したことの理由に答えてくる。

(57) 被出たる銀行が原告の金銭をそのまま返還した場合の下では、日塚登「英米法上受益者が信託財産を追求する権利について」信託四一号(昭和三四年)七頁が以下のとおり論じる。「もし後に預金された1100ドルが、それなりの口座から元も取れた1100ドルと同じ性質を有すれば、ある場合、たとえば引かれた金銭をそのまま再び預金するか、或はそれを第二に貸し後に取り戻して再び預金する場合には、それがの再び預金された1100ドルはBが衡

平法上の権利を有する金銭として同一性を保持しておる、されどなれども可の主はなかつたものとして取り扱われる。」

(58) 受託者が財産を使ふ果たした後に入金した場合に信託財産の回復を行つたと推定されるのは、ローディアイランド (Hungerford v. Curtis, 110 A.650 (R.I.1920)) ハフロワダ (Myers v. Matusek, 125 So.360 (Fla. 1929).) におけるのみである。主張する者もある (Rhodes, op.cit., p.443.)。しかしカリコルニアの判例である Mitchell v. Dunn, 294 P.386 (Cal.1930) においても抽象論としてされた推定がはたひへりが指摘されてゐる。ある Cohnfeld v. Tanenbaum, 68 N.E.141 (N.Y.1903); State Savings Bank v. Thompson, 128 P.1120 (Kan.1913) を参照。

(59) Birks, op.cit., 1985, p.365.

(60) ハーレン対して Barnes, op.cit., p.283 は、ハーレンのよへな批判を加へる。通説は漠然と示された債権者間の優先権に差を付けないことを目的とするものと見られる。物に対して直接の利益を有する者は第一順位の優先権を与えられるが、無担保の一般債権者は第一順位なのである。ハーレンの区分の基礎には、エクイティ上の利益間の区別があるのである。しかし、ハーレンの区別は信託法においては適切だが商事の文脈では公正感を欠くものである。されば明確ではないのだが、商事取引においては担保権を取得しつるか否かは偶然的事情によることを前提とした批判と考へられる。

(61) イングランド法においても、モーゲージ抵当権者による保険金の取得が可能かという問題に関する判例は多数存在する。ハーレンは基本的に、当事者間に契約を限りモーゲージ設定者の締結した保険契約に基づく保険金にはモーゲージ権者はかかるべきこと立場が採られてゐる (W. Vance, Handbook on the law of insurance, 3rd ed., 1951, p. 771.)。Harryman v. Collins, 18 Beav. 11, 52 Eng.Rep. 5 (1853); Sinnott v. Collins, [1912] 2 Ch. 414, 419 は、ハーレンの場合にモーゲージ権者が保険金にかかるべきとは、特別の契約又は法規定を要するに判示する。また、Halifax Building Society v. Keighley, [1931] 2 K.B. 248 は、モーゲージ証書において設定者の保険料負担でモーゲージ権者が火災保険に付するが規定された場合、これと別個に設定者が保険契約を締結してもモーゲージ権者はこの保険金にかかるべきではないとする。ただし、Garden v. Ingram, (1852) 23 L.J.Ch. 478 は、モーゲージ権者が担保目的物を修復した場合には、モーゲージ設定者が締結した保険契約に基づく保険金であつてもモーゲージ権者がかかるといけぬ、とする。

See, Graham Joint Stock Shipping Co. v. Merchants Marine Insurance Co., [1924] A.C.294(モーゲージ権者は独立の被保険者ではないから、モーゲージ設定者である所有者による船を沈没させたところの詐害的行為によって影響され、保険金を受け取ることはやむを得ないとした原判決([1923] 1 K.B. 592, 606)を確認した。)

モーゲージ権者としては、自己の担保権を維持するためには11つの手段を有する。

第一の手段は、自ら保険契約を締結する」とである。 Irving v. Richardson, 2 B.& AD. 193, 109 Eng Rep. 1115 (1831)は、次のよふな事案である。船舶にて二〇〇〇ポンドのモーゲージ権を有する被告が、原告以外の保険会社との間に一七〇〇ポンド、次いで原告である保険会社との間に二〇〇〇ポンドの保険契約を締結した。被告は双方の保険会社から合計三七〇〇ポンドを受領した。原告は他に保険契約が締結されてゐることについて善意であった。原告は、七〇〇ポンドの返還を求めて提訴した。裁判所は次のように判示する。被告は、自己の利益の存する限度で保険金を受領である。超過分については、自己の利益のみを保険するつもりだったのか、モーゲージ設定者の利益をも保険に付するつもりだったのかを審理する必要がある。モーゲージ権者は、モーゲージ設定者とは別個の保険利益を有するのである。また、 Ebsworth v. The Alliance Marine Insurance Co., (1873) L.R. 8 C.P. 596 で裁判所は、モーゲージ権者は担保目的物につき保険をかける利益を有すると判示する。その理由は、本件においては、船荷たる綿花について売買契約が存し(そ)から利益が得られる」とが期待され綿花が無事に到着することによる利益を有する、ところである。被保険利益の範囲は判示せず、船荷の全体とする見解と船荷証券の額に限られるとする見解とに分かれたままである。P. Samuel and Co. v. Dumas, [1924] A.C.431(H.L.)によれば、モーゲージ権者は担保目的物である船舶について保険をかける利益を有する。その理由は、モーゲージはエクイティ上の権利であるから航海について利害関係があるという点に求められている。したがつて、モーゲージ権者の保険利益が船舶所有者から譲渡されたものではない場合には、所有者の詐害行為によつてモーゲージ権者は権利を害されない。しかし事案の解決としては、所有者並びに乗組員が船舶に穴を開けるような事態は保険事故に該当しないとして、モーゲージ権者の保険会社に対する請求を棄却している。

第一の手段は、モーゲージ設定者の締結した保険契約に保険金受取人条項を入れる、あることは、明示の合意によりモーゲージ権者のための保険契約締結を義務づける」のである。例えば Dobson v. Land, 8 Hare 216, 68 Eng. Rep. 337(1859)はモーゲージ設定者との合意がない限り、家屋のモーゲージ権者はモーゲージ設定者に対して家屋を火災

UCCにおける代償物に対する担保権の効力について

保険に付する」とを求めるゝと、モーゲージ設定者に対しモーゲージ権者が締結した保険契約の保険料を負担せらるゝこと判示し、*Bellamy v. Brickenden*, 2 J. & H. 137, 70 Eng. Rep. 1002 (1861) ならびに*Brooke v. Stone*, (1865) 34 L.J.Ch. 251 は「されど、占有を有するモーゲージ権者は明示の合意なき限り自らが締結した火災保険の保険料につて抵当物件に負担せらるゝとは認められぬ。」*Lees v. Whiteley*, (1866) L.R. 2 Eq. 143 は、モーゲージ設定者が保険を締結し保険料を支払う義務をモーゲージ権者に負つていたケースについて、原告であるモーゲージ権者は設定者の締結した保険契約に基づく保険金にかかるわけないと判示する。その理由は、以下のとおりである。*Garden v. Ingram*, (1852) 23 L.J.Ch. 478 においては、リース契約にはレッサー・レッサー双方の名で保険契約を締結するゝ並びに保険金が担保目的物の回復のために用ひられることが規定されてゐる点で本件とは異なる。本件はモーゲージ成立時には保険証書が存しておらず、保険金が担保目的物の回復に用ひられるべきといふ契約条項もない。原告が保険金を受領するためには、保険金がモーゲージの被担保債務の支払に用いられるとの默示の合意がなければならないが、やうした合意の存在は認められない。原告は債務の清算又は担保目的物の回復を規定する」とができたのにそれを怠つたのだから保険金を受領するゝはできない、ふつゝのである(「の」は不動産の売主・買主間の関係についても同様である(*The North of England Pure Oil-Cake Co. v. The Aechangal Maritime Insurance Co.*, (1875) L.R. 10 Q.B. 249; *Rayner v. Preston*, (1879) 18 Ch.D. 1 など)。

以上の問題については、立法による対処もなされた。The Law of Property Act, 1925, s.108 はConveyancing and Law of Property Act, 1881, s.23 を引き継いで、次のように規定する。

- (1) 本法で認められた権限によりモーゲージ権者が締結する火災保険の額は、モーゲージ証書の額、あるいは額が特定されていない場合は被保険物の回復のために全損の場合に請求し得る額の三分の一を超えてはならない。
- (2) 本法で認められた権限の下では、モーゲージ権者は以下の場合に保険契約を締結することができない。
- (i) モーゲージ証書に保険の締結は不要と規定されてゐる。
 - (ii) モーゲージ証書に従つて保険契約がモーゲージ設定者によりまたモーゲージ設定者のために締結されてゐる。
 - (iii) モーゲージ証書が保険契約に関する規定を有しておらず、保険契約がモーゲージ権者の同意を得てモーゲージ設定者によりまたモーゲージ設定者のために、本法によつてモーゲージ権者が保険に付する権限を有している額について保持されている。

(3) モーゲージ証書又は本法あるいは本法によつて取り代わつた法令のもとで担保目的物に関する火災その他の原因による損害保険によつて受領された金銭、又は、モーゲージ証書によつてモーゲージ設定者が義務づけられた保存のためにする保険によつて受領された金銭は、モーゲージ権者が要求する場合には、モーゲージ設定者が、金銭を受領する原因となつた損害を填補するために用いられなければならない。

(4) 法律又は特別の契約条項によつて課された義務を害さない範囲で、モーゲージ権者は本法によつて取り代わつた法令による、担保目的物に関する火災その他の原因による損害保険によつて受領された保険金全額、又は、モーゲージ証書によつてモーゲージ設定者が義務づけられた保存のためにする保険によつて受領された保険金全額は、モーゲージの被担保債権の支払のために用いることを要求する」とが出来る。」

これらの規定の一項・二項は火災保険のみ、三項・四項はその他の保険についても適用されるものとされる(Colin-vaux's law of insurance, 7th ed., §14-34.)。一九二五年法の一項三号がモーゲージ権者の同意を求める」ととした日的是、モーゲージ権者に對して保険契約が締結されるという情報を提供する」とによつて、モーゲージ権者が事実を知らされておらず同意もしていない場合には、モーゲージ設定者が保険契約を締結したにも拘らず、モーゲージ権者による保険契約締結を可能にすることにある。

」のようだ、一定の場合については法律によつて、モーゲージ権者がモーゲージ設定者の締結した保険契約に基づく保険金の帰趨を決する」とができるものとされてゐる。ただ、立法目的からすると、基本的にはモーゲージ権者は自己の利益は自分で保護すべきとの考え方へはなじよう見受けられる。したがつて、担保権の効力は基本的には保険金に及んでいかないものと解される」ととなる。

(62) ハ)のほか、The Columbia Insurance Co. of Alexandria v. Joseph W. Lawrence, 35 U.S. 507(1836); Ryan v. Adamson, 10 N.W. 287(Iowa 1881); Boyce v. Farmers' Mut. Ins. Ass'n, 227 N.W. 523(Iowa 1929)など同様の判例は非常に多く。³⁰ See, Jones, op.cit., §490, p.637 note 17.

(63) 抵当権実行手続における不動産取得者が保険契約を締結した場合、受戻期間中に受け戻した受戻人に対する保険金引渡義務が生じるかについては、判断が分かれ。 Deming Inv. Co. v. Dickerman, 66 P. 1029(Kan. 1901) は、保険契約が保険者と不動産取得者の人的契約であることを理由にこれを否定する。ところが制定後の Haskin v. Greene, 286 P. 2d 128(Or. 1955) は同様。 Malvaney v. Yager, 54 P.2d 135(Mont. 1936) は反対。

(64) 9 A.L.R. 29 301(1950) [L.S.Tellier].

例^{ハシタ} Alexander v. Security-First Nat. Bank of Los Angeles, 62 P.2d 735(Cal.1936) は、特別の契約条項がなされた保険契約は財産の臨属物^{リハベーリムド}であるが、保険契約は所有権と共に移転しなる旨示す。Hartford Fire Ins. Co. v. Landreneau, 140 So.52(Ct.App.La.1932); Abbottsford Building & Loan ass'n v. William Penn Fire Ins. Co., 197 A. 504(Pa. 1938) の判決。

(65) Kent v. Aetna Ins. Co., 82 N.Y.S.817(1903) は、同一の被保険権利の賃貸^{リマヌン}と保険料額を相等^{リハナ}する旨^{リハナ}。See also, L. Jones, A treatise on the law of mortgages of real property, 8th ed., vol.1, 1928, §486, p. 629

(66) Stuyvesant Ins. Co. v. Reid, 88 S.E. 779 (N.C.1916); Gould v. Maine Farmers' Mut. Fire Ins. Co., 96 A. 732 (Me.1916); Farmers' & Laborers' CO-OP Ins. Ass'n of Audrain County v. Bank of Centralia, 56 S.W.2d 606(Ct. App. Mo. 1933). See also, J. A. Appleman = J. Appleman, Insurance law and practice with forms, vol.5A, 1987, §3381.

(67) 101 U.S. 439(Sup. Ct. 1879).

(68) リの場合は、仮りモ一ヶ^リの設定者が保険契約を締結しなかつたり出^リのたぬに保険契約を締結したとして、「ハイクイティはなれぬぐれどもあひだりむせなれどたぬのふみなや」の法諭によれば、モーゲージ権利者のたぬに保険契約が締結されたものと見なれる。In re Zitron, 203 F.79(E.D.Wis. 1913); Alexander v. Security-First Nat. Bank of Los angeles, 62 P.2d 735(Cal. 1936) はモーゲージ権者とモーゲージ設定者の間にモーゲージ設定者がモーゲージ権者のたぬに保険契約を締結する旨の合意があることを拘^リするの合意に反してモーゲージ設定者が出^リのたぬに保険契約を締結したためモーゲージ権者には保険金上にハイクイティ上の先取特権^{リハラス}が認められる判決である。

(69) 例^{ハシタ}: Aetna Ins. Co. v. Thompson, 40 A. 396(N.H.1894); Hyde v. Hartford Fire Ins. Co. of Hartford, 97 N.W. 629 (Neb.1903); Eastern Milling & Export Co. of New Jersey v. Eastern Milling & Export Co. of Pennsylvania, 125 F. 143 (E.D.Penn. 1903); Walter Connally & Co. v. Hopkins, 195 S.W. 656(Ct.App.Tex.1917); Commonwealth Ins. Co. of New York v. Terry, 159 So. 822(Ala.1935).

(70) Pearson MFG Co. v. Pittsburgh Steamboat Co., 163 A.680(Pa.1932) は船舶抵当の事案で、契約によるモーゲージの設定者がモーゲージ権者のたぬに保険を締結する旨の合意^{リハス}が後述する保険金受取人条項^{リハス}がなしてあるが、モーゲージ権者が保険金を収領^{リハス}するやうである。アボウ Johnson v. Northern Minnesota Land & Investment Co., 150 N.W.

596(Iowa 1915)の明文規定は不要とした。

Adams v. Allen, 19 So.2d 578(Ct.App.La 1944)は、モーゲージ設定者がモーゲージ権者のために自動車保険契約を締結し、モーゲージ証書には保険金が担保目的物の修理または債務の弁済のために用いられるべき」とが規定されたケースにおいて、保険金は債務弁済のために用いられるべきものとされた。ただし事案は、壊れた自動車を修理した者とモーゲージ設定者の間の争いである。

(71) モーゲージ権者は、一般的債権者には保険の目的物である家屋等についての保険利益がないとして争つたが、裁判所は、その主張は保険会社のみがなし得るとして、この主張も否定している。

(72) もともとモーゲージ設定者がモーゲージ権者のために保険を付する事が義務づけられていても、この義務は物的なる負担とは言えない。したがって、担保目的物が譲渡された後に譲受人が保険契約を締結した場合には、仮に譲受人がモーゲージの存在ならびに付保険義務の存在について悪意であったとしても保険金上にはモーゲージ権者は何らの権利も有しないものと解められる(夫から妻に対してモーゲージ目的物であるピアノが贈与された事例であるShadgett v. Phillips & Crew Co., 31 So. 20(Ala.1901)、土地売却の事例であるNeilson v. Ella Realty Co., 191 N.Y.S.599(N.Y.1921) ; Kaplan v. Wilderman, 123 A.165(Ct. Chancery of N.J. 1924) ; Houston v. American Ins. Co. of Newark, 282 P. 577 (Kan.1929)を一例として挙げられる)。

(73) 43 N.E.2d 862(App. Ill. 1942).

(74) 28 S.E. 839(Ga.1897).

(75) 247 A.2d 94(S.C.Maine,1968).

(76) 222 A.2d 571(R.I.1966).

(77) ホームレスが、被保険者が死後代位物が生じた場合を想定すれば、一般的の判断の範囲は保険金の上位が死んだ人間(W. Hawkland, The Proposed Amendments to Article 9 of the UCC, 77 Commercial Law Journal 12 (1972).)

(78) 205 P.2d 288(Okl. 1949).

(79) 以上本判決は、他人の利益のために保険に付すことを被保険者が承諾した場合は、その他人は保険金に対しても衡平法上の権利を有するとの判断している。

(8) 本文に擧げたものせかに回るの記解によるもの、Peoples State Bank v. Marlette Coach Co., 336 F.2d 3 (10th Cir.1964); First National Bank of Highland v. Merchant's Mutual Insurance Co., 426 N.Y.S.2d 267(C.A.1980); Sanchez v. United States, 696 F.2d 213(2nd Cir. 1982); White v. Household Finance Co., 302 N.E.2d 828(Ind.1973); Third National Bank v. Continental Ins. Co., 446 N.E.2d 380(Mass.1983); In re Boyd, 658 P.2d 470(Okl.1983)があつて、だだしきやれの判決の理由付けは不明確である(First National Bank of Highland v. Merchant's Mutual Insurance Co.ほか、原判決 (410 N.Y.S.2d 679(S.C. 3rd Department 1978)) によれば、一々反対意見を依拠すべきもそれを示すのみで、その理由は不明である)。売買証書によると賣主がたゞ賣主のたゞに盜難保険に入れるのが要求されただのでなご限り、売主は保険金にて権利を有しなど、むづき In re Largo Products, 167 N.Y.S.2d 846(1957) も参照)。

(8) 384 F.Supp. 91(S.D.N.Y.1974). Paskow v. Calvert Fire Ins. Co., 579 F.2d 949(5th Cir. 1978) といふ判決にて簡潔にせんじよ。

(8) 保険金受取人条項とは「損害保険契約における保険金が(目的物の抵当権者など)被保険者以外の指定された者に支払われるべき日が定められた条項。」と定義される(田中英夫編『英米法辞典』(平成二年・東京大学出版会)五二二一頁)。

(8) 保険金受取人条項の有する対抗力に関する Rath v. Aerovias Interamericanas de Panama, 127 N.Y.S.2d 231(1953) は、航空機の損害保険金について、航空機売却代金の債権者を受益者とする条項は、被保険者の明示の合意がなくては売買後に生じた被保険者の債権者に対して対抗しつる、とする。

(8) 保険金を代償物として認めなど In re Boyd, 658 P.2d 470(Okl. 1983) は、保険金受取人条項があれば別の結果となるべからずして、いのちの判決に言及してこな。

(8) いのちの判決は、上級審判決である PPG Industries Inc. v. Hartford Fire Insurance Co., 531 F.2d 58(2nd Cir. 1976) においても確認されてくる。その際、担保の合意における保田的物を保険に付するいのちが要求された場合には火災保険金は代償物にあたるのみならず、本件ではなかった条項は存在しないが、原判決の指摘する所によると、反対の結論は当事者の意思に反するといふふたとしで原判決を確認する。

(8) 399 F.Supp. 286 (E.D.N.Y.1975).

(88) McCulloch v. Zero Plate Co., 269 S.W.2d 830(Ct. App. Tex. 1954); Continental Insurance Co. v. Stewart & Stevenson Services, 306 S.W.2d 415(Ct. App. Tex. 1957); Nor-Shire Associates Inc. v. Commercial Union Insurance Co., 270 N.Y.S.2d 38 (N.Y.1966) の同様である。また、American Equitable Assurance Co. v. Newman, 313 P.2d 1023(Mont. 1957) は、モーゲージ権者と債務者との間に合意があれば保険証書にモーゲーの存在についての記及がなしてあるモーゲーの権者は保険金上に先取特権を有する判決である。しかし、Oregon Mutual Insurance Co. v. Cornelison, 330 P.2d 161 (Or. 1958) ではモーゲーの保険設定者がモーゲージ権者のために資産を保険にかかるよりもむしろ保険したので保険契約を締結した場合、モーゲージ権者のために先取特権が成立するべ。

(89) 591 F.2d 1035(5th Cir. 1979).

(90) ノースサイド・プロパティーズ・インク. v. Ko-Ko Mart, Inc., 222 S.E.2d 267(Ct. App. N.C. 1976) は損害保険金を、また、Insurance Management Co. v. Cable Services of Florida Inc, 359 So.2d 572(Dist. Ct. App. Fla, 1978) は盗難保険金を、それ代償物にあたる裁判所である。しかし、First National Bank of Highland v. Merchant's Mutual Insurance Co., 392 N.Y.S.2d 836(S.C. 1977) は保険金は代償物にあたる上位、約束手形の収取人が担保権を有してしまったが、保険会社が知り得る場合にば、担保権設定時に付いた保険金の支払は担保田的物の「横領(conversion)」によるものである。上級審判決である First National Bank of Highland v. Merchant's Mutual Insurance Co., 410 N.Y.S.2d 679 (S.C. 3rd Department 1978) の結果を図示すれば、ハーリン判事によれば反対意見がある。

(91) 一九一〇年條「本編は、以てのみには適用されな。

(a) 保険契約から出たが、まだな出た権利の移転」

- (92) T. Quinn, Uniform Commercial Code Commentary and Law Digest, 1978, p.9-170 そのの同様性を指摘する。
- (93) 531 F.2d 58(2nd Cir. 1976).
- (94) Paskow v. Calvert Fire Ins. Co., 579 F.2d 949(5th Cir. 1978) は、本判決を引用する。
- (95) Quinn, op.cit., p.9-170.
- (96) W. Freyermuth, Rethinking proceeds, 69 Tulane Law Review 659(1995) は、「一九七一年改正以来、経済的・価値べくの代償物概念が反映されよう」と述べる。
- (97) Quinn, op.cit., p.9-170.

(57) 例へば、Brown v. First National Bank of Dewey, 617 F.2d 581(10th Cir. 1980) は、保険金は代償物となるいふを前提の前提に、保険金が契約に基づいて支払われる以上保険金が代償物である。しかし、A.I.A.は無関係である。しかし、Chrysler Credit Co. v. Smith, 643 A.2d 1098(Pa. Super. 1994) は、自動車の火災によって取得された損害保険金は代償物にあたるゝとした上で、担保権者が保険金受取人(loss-payee)であるにこなこ限り、担保権者は債務者を被告として訴訟を提起しなければならぬこと、である。

(98) A.I.K.とは政府による農産物の現物支払を意味し、例へば甜菜の場合には1980年以降、生産者が播種面積の約10%を廃耕にした場合、その部分を政府が現物で支払へるのみである。農産物の過剰生産に対処すべく、減反と在庫処分とを同時に狙つた政策である(森田・前掲・116頁注6)。〔政府の作付け転換プログラムの補償金〕と訳されるべき。

(99) 783 F.2d 680(7th Cir. 1986). Fayette County Farms v. Vandalia Farms, 521 N.E.2d 300 (Ill. App. 5 Dist. 1988) も、この判決に依拠すべきである。

(100) 同様に、Matter of Binning, 45 B.R.9(Bkrtcy.S.D.Ohio 1984); In re Clark, 82 B.R.131(Bkrtcy.D.Colo.1987) のごとれど、「本件では、穀物の売却・交換・取引・処分がなされ、このことより代償物にはあらぬこと」である。しかし、In re Schmidt, 38 B.R.380(Bkrtcy.D.N.D.1984); O'Briant v. Aweetwater Production Credit, 745 S.W.2d 412(Tex. App. 1988) は、A.I.K.は廃耕契約締結の代償物なのである。されど、餌料・農産物の代償物にはあらぬことである。

(101) 当時A.I.K.政策は施行されて間がなかつたが、本判決は以前から類似の制度が存してゐたことを理由として、ハハした要請は不可能を強いるものではならぬ。

(102) 729 F.2d 561(8th Cir. 1984).

(103) United States v. Carolina Eastern Chemical Co., 638 F.Supp. 521(D.S.C. 1986), 525 は、この判決を據へて、〔契約の解釈〕として传统的な契約法を適用した上興味ある他の判決に付随するものである。

(104) ハのせかにA.I.K.が代償物に当たるとする裁判例として、In re Kingsley, 865 F.2d 975(8th Cir. 1989); Matter of Schmalong, 783 F.2d 680(7th Cir. 1986); United States v. Carolina Eastern Chemical Co., 638 F.Supp. 521(D.S.C. 1986); In re Mattick, 45 B.R.615(Bkrtcy. D. Minn. 1985); In re Liebe, 41 B.R.965(Bkrtcy. N.D. Iowa 1984); In re Fowler, 41 B.R.962(Bkrtcy. N.D. Iowa 1984) がある。

- (15) パークの課題である「Matter of Sunberg」, 35 B.R.777(Bkrtcy. S.D. Iowa 1983); In re Lee, 35 B.R.663 (Bkrtcy. N.D. Ohio 1983); In re Preisser, 33 B.R.65(Bkrtcy. D. Colo. 1983); In re Barton, 37 B.R.545(Bkrtcy. E.D. Wash. 1984); Osteros v. Norwest Bank Minot, N.A., 604 F.Supp.848(D. N.D. 1984); In re Judkins, 41 B.R.369 (Bkrtcy.M.D. Tenn. 1984); In re Cupp, 38 B.R.953(Bkrtcy. N.D. Ohio 1984); Apple v. Miami Valley Production Credit Association, 614 F.Supp.119(D.C. Ohio 1985); Production Credit Association v. Martin County National Bank, 384 N.W.2d 529 (Minn.App. 1986); In re Kingsley, 73 B.R.767(Bkrtcy. D. N.D. 1987); Farmers & Merchants National Bank v. Sooner Cooperative Inc., 766 P.2d 325(Okl. 1988); Sweetwater Production Credit v. O'Briant, 764 S.W.2d 230(Tex. 1988); ものの、この二つは、農業助成金の課題である「In the Matter of Munger」, 495 F.2d 511(9th Cir. 1974)、並びに織物支払金(wool incentive payments)の課題である「In re Mahleres」, 53 B.R.86(Bkrtcy. D. Colo. 1985); In re Patsantaros Land and Livestock Co., 60 B.R.24(Bkrtcy. D. Colo. 1986)と同様に補償金が代償物となり得る保田的物との間に牽連性がある。)
- (16) 41 B.R.369(Bkrtcy.M.D.Tenn.1984),372. 、「解決では、パークの権限がRの保田的物との間に牽連性がある」とある。
- (17) 「この点について、森田・前掲、――六頁注22は、本判決で「裁判所は補償金を「あり得べき取扱を処分した対価」を構成しなければならなかった」と指摘的な論理を示す。
- (18) In re Kruger, 78 B.R.538(Bkrtcy. C.D. Ill. 1987); In re Kruse, 35 B.R.958(Bkrtcy. D. Kan. 1983); First National Bank v. Milford, 718 P.2d 1291(Kan. 1986); In re George, 85 B.R.133(Bkrtcy. D. Kan. 1988).
- (19) 416 N.Y.S.2d 493(1979).
- (20) 136 B.R.481(Bkrtcy. N.D. Ohio 1992).
- (21) 52 B.R.305(Bkrtcy. W.D. Ky. 1985).
- (22) 968 F.2d 810(9th Cir. 1992).
- (23) National Acceptance Co. of America v. Virginia Capital Bank, 498 F.Supp. 1078(E.D. Va. 1980)は、「代償物の決定義は柔軟かつ広い内容を有するものとして理解すべきである。預金の出先が二ヵ所ある場合に、それぞれの金額が明確にされねばならない。特定性を確保すればよい。」と評述している。
- (114) Freyermuth, op.cit., p.707.

(115)

Farnum v. Merrill, 264 A.2d 150 (Me. 1970). 本判決は、担保目的物の未払注文代金は、担保目的物そのものからではなべ契約から生じたあるべきものであることを指摘しながらも、未払注文代金を代償物としている。本件事案では、債務者（乾燥機の製造請負人）は破産しており、破産管財人と債権者との間の争いであった。

(116)

In re Texas State Optical Inc., 188 B.R.552 (Bkrtcy. D. Tex. 1995).

(117) In re Finch, 905 P.2d 198 (N.M. 1995). ただし本件においては、モーゲージ権者がモーゲージを開示した上で、モーゲージ権者は上クレドトナリ、法的権限を有するから売買契約においては前所有者の地位に立ち契約の利益を受けねばならぬとする立場にてなことより、モーゲージ権者が敗訴している。

(118)

Citizens Savings Bank v. Miller, 515 N.W.2d 7 (Iowa 1994).

(119)

In re Quaal, 40 B.R.619 (Bkrtcy. D. Minn. 1984).

(120)

In re Mahleres, 53 B.R.86 (Bkrtcy. D. Colo. 1985).

(121)

など、In re Mintz, 192 B.R.313 (Bkrtcy. D. Mass. 1996) が、ペームナーシップの配当はペームナーシップ株式の代償物とは到底認められない。しかし、九一〇一六条^{(64)B}による例の裁判例は見直されている。

(122)

In re Cleary Brothers Construction Co., 9 B.R.40 (Bkrtcy. S.D. Fla. 1980) (クレーンのリース料); In re A.E.I. Co., 11 B.R.97 (Bkrtcy. E.D. Pa. 1981) (機械リース料)。

(123)

等等、In re Keneco Financial Group Inc., 131 B.R.90 (Bkrtcy. N.D. Ill. 1991) は、債権者がリースに対して完全な担保利益を有する場合に生じるリース料は代償物にあたるとする。

(124)

Freyermuth, op.cit., p.652 は、「〔旦〕九一〇一六条⁽¹⁾が、物が代償物とされるためには、債務者が担保目的物上の権利を完全に移転したことを要求してくるものと考へるかむしれない。実際、多くの裁判所は、〔ア〕九一〇一六条⁽¹⁾の「におけるキーとして使用してごらん」と指摘する。」と指摘する。

(125)

171 B.R. 641 (Bkrtcy. W.D. Wis. 1994).

(126)

409 N.W.2d 178 (Iowa 1987).

(127)

60 B.R.635 (Bkrtcy. W.D. Pa. 1986).

(128)

Barnes, op.cit., p.289. See also, Quinn, op.cit., p.9-168.

(129) Barnes, op.cit., p.289 は、「元の担保目的物からの担保目的物の代償物と見られる物まで取引の連鎖があればよどむす

(130)
(131)

る。

この点は、わが国で保険金請求権の代位物該当性を否定する見解と同様である。
四宮和夫『譲渡担保』(総合判例研究叢書・民法⁽¹⁷⁾) (昭和三七年・有斐閣) 一〇九頁は、譲渡担保権者のもとで発生した保険金請求権に対しても譲渡担保の効力を及ぼすには差押を必要としないとする。